**特定液化石油ガス設備工事事業変更届**

関係法令等　法第３８条の１０第２項、規則第１１４条

◎　特定液化石油ガス設備工事事業者は、開始時の届出事項に変更があったときは、遅滞なく届出をした広域振興局等に届け出なければなりません。

◎　代表者の変更、組織変更等（個人から法人への組織変更含む。）、変更内容はすべて本手続きで行います。

なお、開始時の変更事項には、設備士の氏名、自記圧力計の数の変更等も含まれます。

◎　必要書類

１　特定液化石油ガス設備工事事業変更届書（様式第５７）

２　設備士免状の写し（設備士の変更があった場合）